

【訂正とお詫び】

本書『安衛法便覧令和元年度版』第1巻の記載の一部に誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり、訂正いたします。

記

- ・(452 頁の3 段目「関連省令」●第一項関係)

【安衛則】

(面接指導の対象となる労働者の要件等)

「第五十二条の二」の4 行目

【誤】

一月当たり百時間を超え、

→

【正】

一月当たり八十時間を超え、

- ・(961 頁の労働安全衛生規則第五十二条の二、上段2 行目)

【誤】

一月当たり百時間を超え、

→

【正】

一月当たり八十時間を超え、